

東京都交通局情報公開事務取扱要綱

平成12年2月10日
11交総第2128号

平成16年3月31日
15交総第2528号

平成17年3月31日
16交総第1686号

平成20年3月26日
19交総第1268号

平成21年3月31日
20交総第1160号

平成27年12月28日
27交総第1114号

平成28年3月31日
27交総第1525号

平成29年6月30日
29交総第416号

第1 趣旨

東京都交通局（以下「局」という。）における東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に関する事務処理（以下「情報公開事務」という。）の処理は、別に定めがある場合を除き、この要綱に定めるところにより行う。

第2 情報公開事務の窓口等

- 1 局における情報公開事務の窓口は、総務部お客様サービス課（以下「お客様サービス課」という。）とする。
- 2 お客様サービス課が行う事務
 - (1) 情報公開についての案内及び相談に関すること。
 - (2) 情報公開事務についての連絡調整に関すること（総務部総務課に属するものを除く。）。
 - (3) 開示請求の受付に関すること。
 - (4) 公文書の閲覧、視聴及び写しの交付（以下「公文書の閲覧等」という。）の実施に関すること。
 - (5) お客様サービス課で行う公文書の写しの交付に係る開示手数料の徴収に関すること。

(6) 局における情報公表・提供に関すること。

3 総務部総務課が行う事務

- (1) 東京都情報公開条例等の調査及び解釈に関すること。
- (2) 情報公開に係る審査請求等についての連絡調整に関すること。

4 公文書を主管する課（課に相当する所を含む。以下「主務課」という。）が行う事務

- (1) 情報公開についての案内及び相談に関すること。
- (2) 主務課の公文書に係る開示請求の受付に関すること。
- (3) 開示請求のあった公文書の検索に関すること。
- (4) 開示請求のあった公文書に係る開示決定等に関すること。
- (5) 主務課の公文書に係る文書検索目録の作成に関すること。
- (6) 条例第15条第1項及び第2項の規定により、都以外のものに対し、意見書を提出する期間を与えること。
- (7) 主務課における公文書の開示に関すること。
- (8) 2(5)以外の開示手数料の徴収に関すること。
- (9) 主務課における情報公表・提供に関すること。

第3 公文書の開示事務

1 事前案内

(1) 開示請求の手続

開示請求を行いたい旨の照会があった場合は、どのような情報が知りたいのか確認し、開示請求の手続を説明する。その際、情報提供ができるものについては、お客様サービス課、主務課又はインターネットのホームページで閲覧等できる旨を説明する。

なお、次のいずれかに該当する場合は、他の制度により閲覧等が可能であるため、それぞれの閲覧手続等を説明する。

ア 条例第2条第2項各号（適用除外）に該当する場合

(ア) 第1号に該当する場合

本号に該当する場合は、都立図書館等に備え付けてあること、また、書店等で販売されていることを説明する。

(イ) 第2号に該当する場合

都の公文書館その他東京都規則で定める都の機関等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているものは、条例に定める公文書から除外され、公文書の開示の規定は適用されない。しかし、個別に閲覧手続等を定めているので、当該資料の所管部署を案内するものとする。

イ 条例第2条の2（法律による適用除外）に該当する場合

本条に該当する場合は、漁業法、刑事確定訴訟記録法その他の法令の規定により閲覧手続等が定められているので、当該文書の所管部署を案内するものとする。

ウ 条例第18条（他の制度との調整）に該当する場合

(ア) 条例第18条第2項に規定する実施機関の定める方法は、現に配布している印刷物による情報の提供とする。

(イ) 条例第18条に該当する公文書又はインターネットによる公表情報等は、他の制度等による閲覧等ができるので、閲覧等の方法や閲覧等ができる場所を案内する。

エ 保有個人情報又は保有特定個人情報に係る本人からの開示請求に対する取扱い
保有個人情報に係る本人からの開示請求については、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「個人情報保護条例」という。）第30条第2項の規定により、個人情報保護条例第12条第1項に基づく開示請求をすることとなり、また、保有特定個人情報に係る本人からの開示請求については、個人情報保護条例第30条第3項の規定により、東京都特定個人情報の保護に関する条例（平成27年東京都条例第141号。以下「特定個人情報保護条例」という。）第26条第1項に基づく開示請求をすることとなるので、これらに該当することが確認できた場合は、個人情報保護条例又は特定個人情報保護条例による開示請求手続を説明するものとする。

(2) 開示請求の方法に係る留意事項

開示請求は、条例第6条及び東京都交通局長が行う情報公開事務に関する規程（平成11年交通局規程第85号。以下「規程」という。）第2条により、開示請求書の提出により行うことと定められており、電子メール、電話又は口頭による開示請求は認められていない。ただし、東京都行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年東京都条例第147号）第3条により、局長が指定する電子情報処理組織（以下「情報公開用システム」という。）を利用して請求する場合は、開示請求書の提出による請求とみなす。

2 開示請求書の受付

(1) 形式要件の確認

ア 提出された開示請求書（規程別記第1号様式）について、必要事項が記載されているか確認すること。

イ 開示請求者が法人その他の団体である場合は、「連絡先」欄への法人その他の団体の担当者その他連絡可能な者の氏名及び電話番号の記載も確認すること。

(2) 開示請求に係る公文書の特定

ア 開示請求書に記載された公文書の件名が、該当する公文書を特定することができるものであるか確認する。

イ 記載が曖昧、理解不能その他の理由により開示請求に係る公文書の特定ができ

ない場合には、開示請求者に確認するなどして、当該開示請求の趣旨を十分に理解した上で、当該公文書の件名又は内容等についての特定を行う。

ウ 文書検索目録（規程第11号様式）及び規程第12条に規定する文書目録情報検索用データベース（以下「文書目録情報検索用データベース」という。）を活用し、又は主務課と十分連絡を取り合うなどして、開示請求者が開示請求をする上で有用な情報の提供に努める。

エ 開示請求書には、できるだけ公文書の件名そのものを記載させることが望ましいが、公文書の内容が特定されるような記載であれば差し支えない。

(3) その他の留意事項

ア 同一人から複数の開示請求があった場合は、「開示請求に係る公文書の件名又は内容」欄に記入することができる範囲で、1枚の開示請求書により受け付けることができる（実施機関が異なる場合を除く。）。

イ 「開示請求者」欄には、押印は要しない。

ウ 条例に基づく開示請求の対象とならない文書の請求があった場合は、前記1(1)及び(2)による。

エ 開示請求書を受け付ける段階で開示請求に係る公文書が著しく大量であることが想定される場合は、開示請求者に対し、できるだけ分割請求や抽出請求によるよう協力を要請する。

(4) 郵送等による開示請求の受付

ア 郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）により開示請求書が送付されてきた場合は、前記(1)及び(2)により記載事項を確認し、不備がない場合には、受付をし、開示請求者に開示請求書の写しを送付する。

イ 当該開示請求書が窓口又は主務課に到達した日を受付日とする。

(5) 開示請求書の補正

ア 開示請求書の必要事項の記載に漏れがある場合（不鮮明な記載又は意味不明な記載を含む。）又は公文書の特定ができない場合には、その場で補正を求める。

イ 郵送等又はファクシミリによる開示請求の場合その他その場で補正することができない場合は、相当の期間を定めて開示請求者に補正を求めること。

ウ 開示請求者が当該期間内に補正に応じないとき又は開示請求者に連絡がつかないときは、請求を拒否する決定（以下「却下」という。）を行う（却下する場合の処理については、第3.5.(10)参照）。

(6) ファクシミリによる開示請求の受付

ファクシミリにより開示請求書が送信されてきた場合は、前記(1)及び(2)により記載事項を確認し、不備がない場合には、受付をし、開示請求者に開示請求書の写

しを送付する。この場合、ファクシミリに着信した記録内容を紙に記録して到達した文書とみなした日を受付日とする。

3 開示請求書の収受に係る事務

開示請求書を受け付けたときは、開示請求書の「備考」欄に受付年月日及び受け付けた窓口又は主務課を記入（収受印の押印で代えることができる。）した後に開示請求書の写しを作成し、当該開示請求書の写しを開示請求者に交付するとともに、次の事項について説明する。

- (1) 開示請求書を受け付けた日の翌日から起算して14日以内に開示決定等を行うこと。また、その旨の通知に1日から2日要すること。当該通知日と公文書を開示する日は異なること。やむを得ない理由があるときは、開示決定等を行う期限を60日を超えない範囲で延長する場合があります、その場合はその旨を通知すること。
- (2) 開示請求に係る公文書が著しく大量であるなどのときは、60日を超えて開示決定等を行う場合があること。その場合は、開示請求があった日から14日以内にその旨の決定をし、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき60日以内、残りの公文書については60日を超えて開示決定等を行う旨を通知する。
- (3) 公文書の写しの交付に際して、開示手数料を徴収すること。
- (4) 公文書の開示をする場合の日時及び場所は、開示決定通知書（規程別記第2号様式）又は一部開示決定通知書（規程別記第3号様式）により通知すること。

4 受付後の開示請求書の取扱い

- (1) 条例第12条第1項に規定する開示請求のあった日とは、窓口又は主務課で開示請求書を受け付けた日とする。
- (2) ア 都民情報ルームで受け付けた場合に、都民情報ルームが受け付けた日をもって受理した日として取り扱う。したがって、その翌日が決定期間の起算日となる。
イ 開示請求書の補正を求めた場合にあっては、当該補正を求めた日の翌日から当該補正が完了した日までの日数は、決定期間に算入しない。

(3) 開示請求書の送付

- ア お客様サービス課において開示請求書を受け付けた場合は、開示請求書の写しを作成し保管するとともに、原本を主務課に送付する。
- イ 主務課において開示請求書を受け付けた場合は、開示請求書の写しをお客様サービス課に送付する。

(4) 主務課の特定

開示請求に係る公文書が当該公文書を作成した課及び取得した課のいずれにも存在するときは、当該公文書を作成した課をもって主務課とする。

主務課が特定された後に、他の実施機関において当該公文書の開示決定等を判断すべきであると思われるときは、事案の移送事務（5(3)）により処理すること。

(5) 文書総合管理システムへの記録

主務課は、東京都文書管理規程（平成11年交通局規程第97号）に定める手続に基づき、開示請求書に収受印を押印するとともに、文書総合管理システムに文書管理事項を記録する。

5 開示決定等の事務

(1) 公文書の内容の検討

主務課は、開示請求のあった公文書の内容について、条例第7条に該当するかどうかを検討し、また、必要に応じて関係部署に協議する。

(2) 決定期間の延長

ア 条例第12条第2項の規定により開示決定等の期間を延長する場合

延長後の決定期間は、事務処理上必要な限度で適正な期間を設定する。また、「延長の理由」欄には、延長する理由をできるだけ具体的に記入すること。

イ 条例第12条第3項の規定により開示決定等の期間を延長する場合

開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると判明したときは、開示請求があった日から14日以内に条例第12条第3項を適用する旨の決定をし、開示請求者に対して、開示決定等期間特例延長通知書（規程別記第6号様式）により、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき開示決定等を行う期間、残りの公文書について開示決定等を行う期限及び本項を適用する理由等を通知する。その場合、本項を適用する理由は、できるだけ具体的に記入するものとする。なお、本項を適用する場合は、延長の理由等について総務課長に協議するものとする。

(3) 事案の移送事務

条例第14条第1項又は第4項に該当すると判断した場合は、次の手順に従って処理すること。ただし、実施機関内部における主務課の変更手続ではないので、事務処理上誤りがないように注意すること。

ア 移送先実施機関（都議会を含む。以下同じ。）との協議を経て、事案の移送を決定し、当該決定後、移送先実施機関に事案を移送する旨の通知文及び当該事案に係る開示請求書又は情報公開用システムを利用して行われた開示請求（以下「開示請求書等」という。）を送付する。

イ 総務課長は、情報公開課長に書面により事案を移送した旨通知する。

ウ 開示請求者に対し、事案移送通知書（規程第7号様式）により事案を移送した旨を通知する。

エ 事案を移送した場合は、移送先実施機関との連絡を密にするとともに、開示請求に係る公文書の貸与その他の必要な協力を行うこと。

オ 移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送先実施機関がしたものとみな

される。特に開示決定等の期限は、開示請求者が移送をした実施機関に開示請求をした日の翌日から進行することに留意すること。

(4) 第三者情報の取扱い

開示請求に係る公文書に、都以外のものに関する条例が記録されている場合であって、必要と認めるときは、慎重、かつ公正な開示決定等をするため、「第4 第三者保護に関する手続」により処理すること。

(5) 協議等

ア 開示請求に係る公文書の全部若しくは一部を開示しない旨の決定（開示請求に係る公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときの決定を含む。）をし、又は開示請求を却下するに当たっては、総務課長及び関係部課長に協議するものとする。

イ 電子情報処理に関する開示は、総務部情報システム担当課長に協議するものとする。

ウ 開示請求に係る公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定を行った場合は、総務課長にその旨を報告すること。

(6) 適用除外文書又は他の制度等との調整により本条例上の開示を行わない公文書の処理

開示請求に係る公文書が、条例第2条第2項各号に規定する適用除外文書である場合又は条例第18条各項（他の制度等との調整）に該当するため条例上の開示を行わない場合は、当該請求を却下し、開示請求却下通知書（別記第1号様式）により通知する。

(7) 開示決定通知書の記入要領

ア 「公文書の件名」欄

開示請求書等の「開示請求に係る公文書の件名又は内容」欄に記載された事項をそのまま記載するのではなく、当該公文書の文書番号（文書総合管理システムに記録されているもの又は平成16年3月31日以前に作成された文書管理台帳に登録されているものに限る。）及び件名を正確に記入する。

イ 「公文書の開示をする日時」欄

開示をする日は、開示決定通知書が開示請求者に到達するまでの日数を考慮して到達予定日から数日置いた日とし、時間は通常の勤務時間内で指定する。なお、開示請求者と事前に電話等により調整を行い、開示請求者の都合のよい日時を指定するよう努める。

ウ 「公文書の開示をする場所」欄

原則として、本庁舎内にあつてはお客様サービス課を、本庁舎以外の主務課にあつてはその指定する場所とする。

エ 「開示の方法」欄

当該開示請求について、どのような方法で開示するかを具体的に（ディスプレイに出力したものの視聴、印刷物に出力したものの閲覧・交付、光ディスクに複写したものの交付等）記載する。なお、開示請求者と事前に、拡大・縮小コピーやカラーコピーの希望の有無、写しの交付を希望する媒体（特に電磁的記録）等について十分調整するものとする。

オ その他

条例第12条第3項の規定に基づき決定期間を延長したとき（上記(2)イ参照）は、「備考」欄に残りの公文書に係る決定期限を記載すること。

(8) 一部開示決定通知書の記入要領

ア 「公文書の件名」欄から「開示の方法」欄まで

上記(7)アからエまでと同じ

イ 「開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由」欄

開示しない部分並びに該当する非開示条項及び当該条項を適用する理由について、専門的な知識を有しない人にも十分理解できるよう、分かりやすく記載する。複数の非開示事由に該当する場合には、該当する条項ごとにその理由を記入する。

ウ 「東京都情報公開条例第13条第2項の規定に該当する場合の公文書の開示をすることができる時期」欄

開示請求に係る公文書の一部を開示しない旨の決定の日から一年以内に、その全部又は一部を開示することができるようになることが明らかな場合は、その期日を記入する。

エ その他

上記(7)と同じ。

(9) 非開示決定通知書（規程別記第4号様式）の記入要領

ア 「公文書の件名」欄

上記(7)アと同じ。ただし、開示請求に係る公文書を保有していない場合（文書不存在）又は存否応答拒否をする場合は、開示請求書等に記載された公文書の件名を記入する。

イ 「開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由」欄

該当する非開示条項及び当該条項を適用する理由について、専門的な知識を有しない人にも十分理解できるよう、分かりやすく記載する。

複数の非開示事由に該当する場合には、該当する状況ごとにその理由を記入する。

なお、文書の不存在を理由として非開示決定を行う場合は、開示請求者が開示を求めている公文書が実施機関に存在しない理由を明記する。

また、存否応答拒否をする場合は、開示請求に係る公文書が仮に存在した場合

に適用することとなる非開示条項及び当該公文書の存否を明らかにすることが非開示情報を開示することになる理由を記載する。

ウ 存否応答拒否をする場合の留意事項

開示請求に係る公文書が存在しない場合には不存在を理由として非開示決定をし、存在する場合には存否応答拒否をしたのでは、存否応答拒否をする場合は当該公文書が存在することを開示請求者に推測されることとなる。

したがって、存否応答拒否をする場合は、開示請求の内容に十分注意し、実際の公文書の有無を問わず存否応答拒否をする必要があることに留意する。この場合、主務課で存否応答拒否の非開示決定をする場合はあらかじめお客様サービス課に協議しなければならない。

エ 「東京都情報公開条例第13条第2項の規定に該当する場合の公文書の開示をすることができる時期」欄

非開示決定の日から1年以内に、その全部又は一部を開示することができるようになることが明らかな場合は、その期日を記入する。

オ その他

上記(7)オと同じ。

(10) 開示請求を却下する場合の処理

開示請求が条例に規定する要件を満たさず、開示請求者が補正に応じない等の理由により開示請求を却下する場合は、開示請求却下通知書による。

(11) 開示決定通知書等の送付

ア 主務課は、開示決定等をした場合は、開示決定通知書、一部開示決定通知書又は非開示決定通知書（以下「開示決定通知書等」という。）を作成し、これを遅滞なく開示請求者に送付する。ただし、同一人から同一内容で複数の主務課に対して開示請求が行われた場合は、各主務課で開示決定等をした上で、お客様サービス課長がとりまとめて開示決定通知書等を作成し、開示請求者に送付することができる。

イ 主務課は、開示決定通知書等及び開示請求却下通知書の写しをお客様サービス課に送付する。

6 公文書の開示方法

(1) 閲覧の方法

ア 文書、図画又は写真については、これらの原本又はその写しを指定の場所で閲覧に供することにより行うものとする。

イ 電磁的記録（ビデオテープ、録音テープその他の映像又は音声記録された電磁的記録を除く。）については、紙に出力したものを指定の場所で閲覧に供することにより行うものとする。ただし、画面のハードコピー（画面に表示されている状態を、そのまま印刷する機能を用いて出力したものをいう。以下同じ。）に

よる閲覧は行わない。

ウ 公文書の一部を閲覧に供する場合は、あらかじめ当該公文書の写しを作成し、開示することができない部分を黒色で塗りつぶした状態で閲覧に供する等の方法により行うものとする。

エ 当該公文書の開示請求時に開示請求者から、カメラ、デジタルカメラ、カメラ付き携帯電話、ビデオカメラ、携帯複写機、スキャナその他これらに類する機器（以下「カメラ等」という。）による撮影、複写又は読み取り（以下「撮影等」という。）の申出があったときは、撮影等に必要なカメラ等、什器、電源等を持参する場合に限り使用を認めるものとする。ただし、閲覧時に、カメラ等を当該公文書の撮影等以外に使用した場合その他事務上相当な理由がある場合は、その使用の中止を命ずることができる。

(2) 視聴の方法

ア フィルムについては、映写機、再生機器等の通常の用法により行うものとする。

イ 電磁的記録の視聴について、容易に対応できるときは、再生機器等の通常の用法又はディスプレイに出力したものにより行うものとする。

ウ 公文書の一部を視聴に供する場合は、視聴に供することができる部分から非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、非開示情報に係る部分を区分して除くことにより開示請求の趣旨が損なわれないことがないと認めるときに、非開示情報に係る部分を除いて、当該公文書を視聴に供することにより行うものとする。

(3) 写しの交付の方法

公文書の写しの交付は、おおむね次の方法により行うものとする。

ア 文書、図面又は写真の写しの交付の方法

(ア) 文書、図画又は写真については、原則として乾式複写機により、当該文書、図画若しくは写真の写しを作成し、又は当該文書、図画若しくは写真をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（CD-R又はDVD-R。以下同じ。）に複写して、これを交付するものとする。

(イ) 開示請求に係る公文書が多色刷りの場合にあつては、開示請求者から申出があったときは、多色刷りに対応した複写機により当該公文書の写しを作成して、これを交付することができる。

(ウ) 写しの作成は、対象公文書の原寸により行うものであるが、開示請求者から申出があった場合で、複写作業に著しい支障を来さないと実施機関が認めたときは、B5判、A4判、B4判又はA3判のいずれかの規格に拡大又は縮小することにより写しを作成し、交付することができる。ただし、複数ページの文書を合成して、一枚の写しを作成することはしない。

(エ) 開示請求者から申出があった場合は、開示請求に係る公文書を破損、又は汚

損するおそれがないと実施機関が認めたときに限り、用紙の両面に写しを作成し、交付することができる。

- (オ) 文書、図画又は写真をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複製して交付する場合において、対象公文書に非開示情報が含まれるときは、あらかじめ当該公文書の写しを作成し、非開示部分を黒色で塗りつぶしたものをスキャナで読み取って電磁的記録とする、又は当該公文書の原本若しくはその写しをスキャナで読み取ってできた電磁的記録に非開示部分が復元、判読されないよう電子的に被覆を施すなどの方法により行うものとする。

イ マイクロフィルムの写しの交付の方法

マイクロフィルムについては、A3判までの用紙に印刷したものを交付するものとする。

ウ フィルム（マイクロフィルムを除く。）の写しの交付の方法

- (ア) フィルム（映写機、再生機器等を用いるものを除く。）

当該フィルムを印画紙に印画して行うことを原則とし、開示請求者から申出があった場合で技術的に可能であるときは、フィルム又は光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したものを交付することができる。

- (イ) 映写機、再生機器等を用いるフィルム

当該フィルムを光ディスクに複製して行うことを原則とし、開示請求者から申出があった場合で技術的に可能であるときは、フィルム又はビデオテープその他の電磁的記録媒体に複製したものを交付することができる。

- (ウ) フィルム（マイクロフィルムを除く。）の写しの交付を行う場合、東京都情報公開条例施行規則（平成11年東京都規則第229号。以下「施行規則」という。）第2条第2項の規定に基づき、開示請求者に当該処理に要する費用の概算額の前納を求めた上で、外部委託を行う。当該処理に要する委託費等については、その見積額をもって概算額とし納入通知書を発行する。納付確認後、委託契約を行い、当該写しの作成の終了後、委託契約額をもって確定額とし精算するものとする。

エ ビデオテープ又は録音テープの写しの交付の方法

- (ア) ビデオテープ又は録音テープについては、原則として現有の録画再生機器又は録音再生機器等を用いて作成した複製物を交付するものとする。

複製物の作成に当たっては、ビデオテープはVHS規格・120分、録音テープ（カセットテープ）はノーマルタイプ・90分のものを使用するものとする。

- (イ) 開示請求者から申出があった場合で容易に対応できるときは、光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したものを交付することができる。

なお、写しの作成に際し、特別の処理が必要な場合には、施行規則第3条第3項の規定に基づき、開示請求者に当該処理に要する費用等の概算額の前納を

求めた上で、外部委託等を行う。

特別の処理とは、写しを作成するために必要な処理であって、主務課が現有する機器、技術等による対応が困難であり、外部委託等を行うことにより処理することが相当であるものをいう。

当該処理に要する委託費等については、その見積額をもって概算額とし、納入通知書を発行する。納付確認後、委託契約を行い、当該写しの作成の終了後、委託契約額をもって確定額とし精算する。

- (ウ) ビデオテープ又は録音テープの一部の写しの交付は、非開示情報に係る部分
を無録画及び無録音状態にする等、非開示部分の位置や大きさが判別できる
ようにし、非開示情報を除いた部分の写しを作成することにより行うものとする。
- オ ビデオテープ又は録音テープ以外の映像又は音声記録された電磁的記録の写
しの交付の方法

- (ア) ビデオテープ又は録音テープ以外の映像又は音声記録された電磁的記録に
ついては、光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したものを交付するもの
とする。

なお、写しの作成に際し、特別の処理が必要な場合、当該処理に要する費用
については、前記エ（イ）と同様に取り扱うものとする。

- (イ) ビデオテープ又は録音テープ以外の映像又は音声記録された電磁的記録の
一部写しの交付は、前記エ（ウ）と同様に行うものとする。

- カ 電磁的記録（ビデオテープ、録音テープその他の映像又は音声記録された電
磁的記録を除く。）の写しの交付の方法

- (ア) 電磁的記録の写しの交付は、紙に出力したものの交付（ただし、画面のハー
ドコピーの交付は行わない。）又は現有の機器等で容易に対応できるときは、
当該電磁的記録をフロッピーディスク（3.5インチ）、光ディスクその他の電磁
的記録媒体に複製したものの交付により行うものとする。

- (イ) 電磁的記録の一部開示は、次のとおり取り扱うものとする。

- a 紙に出力して開示するものについては、紙の文書と同様の処理を行うもの
とする。ただし、処理の過程において、次のb又はcの方法によることが事務
処理上効率的であると認められるものについては、その方法によることがで
きる。
- b データで開示するものについては、非開示となる部分を記号等に置換する処
理を行う。
- c データベース等置換処理が困難なデータについては、非開示とするデータ項
目を削除又は出力しないこととした上で、ファイルレイアウト等によりデー
タの存在を示し、当該項目について非開示とする旨を付記する。
- d 置換又は削除処理をすることにより、開示するデータの内容が変更される

(関数、乗率、係数等でその後の計算がエラーとなるようなデータ等) 場合は、紙による一部開示で対応するものとする。

(4) 開示をする場合の注意事項

開示請求に係る公文書に、非開示情報に係る部分がある場合は、当該部分を黒色で塗りつぶし、開示請求に係る内容以外の情報が記載されている場合は、当該部分を白色で塗りつぶして枠で囲むなどの処理をした上で、開示するものとする。

(5) 視覚障害者への対応

開示請求者から開示請求時に申出があった場合で、容易に対応が可能であるときは、開示請求に係る公文書について、パーソナルコンピュータのアプリケーションを用いて点字又は音声情報に変換し、開示することができる。

(6) 情報処理システムの取扱い

ア 汎用機等を利用した情報処理システムのデータの開示については、原則として前記(1)イ及び(3)カによるものとする。

なお、写しの作成に際し、特別の処理が必要であって、主務課が当該処理を行うことが相当であると認める場合には、当該処理に要する費用を実費として徴収することとし、原則としてその概算額を前納させるものとする。

イ 前項の特別の処理に要する委託費等については、その見積額をもって概算額とし、納入通知書を発行する。納付確認後契約を行い、当該処理完了後委託額契約額をもって確定額とし精算する。

個別の委託契約によらないで特別の処理を行う場合の実費相当額の算出については、総務部情報システム課長に協議するものとする。

7 公文書の開示事務

(1) 日時及び場所

公文書の開示は、あらかじめ開示決定通知書又は一部開示決定通知書により指定した日時及び場所で行うこと。

(2) 主務課職員の立会い

公文書の開示をするときは、原則として主務課の職員が立ち会うこと。

(3) 開示決定通知書又は一部開示決定通知書の提示

公文書の開示をする際は、開示請求者に対し、開示決定通知書又は一部開示決定通知書を提示するよう求め、次のことを確認する。

ア 開示決定通知書又は一部開示決定通知書に記載された公文書と公文書の開示を受けようとする公文書とが一致すること。

イ 公文書の開示の方法

ウ 写しの交付を行う場合はその数量及び写しの作成箇所等

エ 代理人の場合は、代理人であることを証明する書類

(4) 公文書の開示申込書の提出

上記(3)の確認後、開示請求者に対し、所要事項を記入した公文書の開示申込書(規程別記第10号様式)の提出を求める。

(5) 開示手数料の納入

公文書の開示申込書の提出があった場合には、開示手数料の金額を告知し、現金による納入を求めた後、領収書を交付する。

(6) 公文書の開示

公文書の開示は、開示請求者が開示手数料を納入した後に行う。

(7) 開示に当たっての注意事項

公文書の開示を受ける者が、当該公文書を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあるときは、当該公文書の閲覧又は視聴の中止を命ずることができる。

(8) 公文書の開示申込書の保存

公文書の開示申込書は、公文書の開示をした主務課において保存する。

(9) 指定日時以外の公文書の開示

開示請求者が開示決定通知書又は一部開示決定通知書により指定した日時に来庁しなかった場合は、開示請求者と調整の上改めて日時を指定し、その旨を書面により通知すること。

8 郵送等による写しの交付事務

開示請求者から申出があった場合は、写しを郵送等により送付することができる。具体的には次の手続によるものとする。

(1) 郵送等により写しの交付の手続

郵送等により写しの交付を行う場合には、開示請求者に開示手数料の額が記入された公文書の開示申込書と郵送等による送付に要する費用を示した書類を送付し、開示請求者から現金書留により当該開示手数料、公文書の開示申込書及び郵送等による送付に要する費用の送付を受けた後、領収書と対象文書の写しを送付する。

なお、開示手数料について、開示請求者から申出があったときは、郵便為替により送付することができる。この場合、企業出納員の氏名をあらかじめ開示請求者に示し、当該氏名が受領人欄に記入された郵便為替を開示請求者から受け取るものとする。

(2) 返送の催告等

郵送等による写しの交付を希望し、相当の期間内に現金書留による開示手数料、公文書の開示申込書及び郵送等による送付に要する費用の送付がない場合は、相当の期間を定め、開示請求者に送付の催告を行う(開示請求者がこの催告に応じない場合は、書面により開示の日時及び場所を指定して再度催告を行う。再度の催告にも応じない場合は後記9(5)により処理する。)

9 開示手数料の収入事務

(1) お客様サービス課で開示するものの開示手数料については、お客様サービス課で

収入事務を行う。

(2) お客様サービス課以外の場所（本庁以外の主務課。以下「当該主務課」という。）で開示するものの開示手数料については、次の方法により収入事務を行う。

ア 当該主務課の属する部の企業出納員が、規程別記第10号様式により公文書の開示申込書兼領収書を作成し、当該主務課に開示日前にあらかじめ送付する。

イ 開示請求者が来庁し、当該公文書を開示する前に開示請求者から開示手数料を徴収し、アの様式のうち領収書を開示請求者に交付する。

ウ アの様式のうち、窓口控は当該主務課に保存し、企業出納員控と開示手数料は貴重品メールで当該主務課の属する部の企業出納員に送付する。

エ 各部企業出納員が収入事務を行う。

(3) (1)及び(2)の領収書の職氏名欄には、企業出納員の職氏名と企業出納印を記名押印すること。

(4) 開示手数料の計算方法等

ア 開示手数料については、別表を参考とすること。

イ 写しの交付の際、用紙の両面に写しを作成し、交付する場合には、片面を1枚として計算する。

ウ A3判を超える規格の用紙を用いて写しを交付した場合であって、換算の結果、端数が生じたときは端数を切り捨てるものとする。

エ 窓口には、開示手数料の計算方法について、開示請求者の照会に応じられるようその計算方法を明示すること。

(5) 費用の徴収

ア フロッピーディスク、光ディスク以外の媒体に複写した場合は、その購入価格を実費として徴収する。

イ フィルム（マイクロフィルムを除く。）の写しの交付において写しの作成に要する費用は委託契約額を実費として徴収する。

ウ 電磁的記録の写しの交付において特別の処理に要する費用は委託契約額等を実費として徴収する。

エ 徴収した費用は、公文書の開示をした主務課等を所管する部の収入とする。

(6) 開示手数料の照会への対応

開示請求者から事前に開示手数料について照会があった場合は、当該金額を明示すること。

(7) 条例第17条第2項の取扱い（開示手数料のみなし徴収）について

条例第17条第2項の規定に基づき開示したものとみなして開示手数料を徴収する場合は、その旨の決定をし、納入通知書により当該開示請求者に請求する。

(8) 条例第17条第3項の取扱い（開示手数料の免除）について

開示請求に係る公文書について、その内容を、規程第9条の方法で公にすること

が予定されているとき、又は公にするべきであると判断したときは開示決定の際に、この規定を適用し開示手数料を免除する旨を併せて決定すること。

なお、この規定は遡及適用しない。

(9) 条例第17条第4項の取扱い（減免）について

開示請求者は、開示手数料の減免を請求する場合は、次の特別の理由があることを証明する書類等を提出するとともに書面により行う。

- ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項の規定による同法の保護を現に受けている者
- イ 生活保護法第6条第2項の規定による同法の保護を必要とする状態にある者で、現にその保護を受けていない者
- ウ 災害等不時の事故によって生活困難になった者
- エ その他交通局長において特別の理由があると認めるもの

第4 第三者保護に関する手続

1 都以外のものに関する情報に係る意見照会

条例第15条に基づく都以外のものに対する意見照会で、開示請求に係る公文書に記録された都以外のものに関する情報が条例第7条各号のいずれかに該当すること又は該当しないことが明らかであるときは、意見照会の必要はないこと。

また、1件の公文書に多数の都以外のものに関する情報が記録されているときは、必要な範囲で意見照会を行うこと。

2 第三者情報に係る意見照会

開示請求に係る公文書に、都、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合において、条例第7条第2号ロ若しくは同条第3号ただし書き又は第9条の規定により開示しようとするときは、当該第三者の所在が不明な場合を除き、開示決定等に係る意見書の提出を求めなければならない。なお、条例第7条第7号ただし書により開示する場合についても同様の手続を経ること。

3 意見照会する事項

個人若しくは法人等に関する権利利益の侵害の有無又は国等との間における協力関係若しくは信頼関係に対する影響の有無その他必要と認める事項とする。

4 意見照会に対する回答は、原則として文書で意見を求めること。この場合、1週間以内に回答するよう協力を求めること。

5 意見書の取扱い

意見照会を行った主務課は、照会の相手方の氏名若しくは名称、住所若しくは所在地、意見照会実施年月日、確認事項の内容又は意見その他必要な事項を記録した調査書を作成すること。

第5 審査請求があった場合の取扱い

開示決定等（却下の場合を含む。以下同じ。）又は開示請求に係る不作為について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求がなされ、審査庁から調査回答を求められた場合は、総務課において、主務課に意見照会をした上で回答するものとする。

なお、事案が東京都情報公開審査会に諮問され、同審査会から事情聴取等を求められた場合は、主務課は総務課等と協議の上、これに対応する。

附 則（平成12年2月10日付11交総第2128号）

この要綱は公布の日から施行し、平成12年1月1日から適用する。

附 則（平成14年4月1日付14交総第70号）

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年6月28日付14交総第694号）

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日付15交総第2528号）

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日付16交総第1686号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日付19交総第1268号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日付20交総第1160号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日付27交総第1114号）

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日付27交総第1525号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 主務課がした開示決定等についての審査請求であって、平成28年3月31日以前になされた開示決定等に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年6月30日付29交総第416号）

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

別表

1 写しの交付（紙媒体及びフィルムへの複写又は印刷）

公文書の種類	金額	根拠規定
文書、図画及び写真（単色刷り）	写し1枚につき10円	条例別表
文書、図画及び写真（多色刷り）	写し1枚につき20円	条例別表
マイクロフィルム（単色刷り）	印刷物として出力したもの1枚につき10円	条例別表
マイクロフィルム（多色刷り）	印刷物として出力したもの1枚につき20円	条例別表
フィルム（マイクロフィルムを除く。）	写しの作成に要する費用	施行規則第2条第1項（実費）
パーソナルコンピュータで作成された電磁的記録（単色刷り）	印刷物として出力したもの1枚につき10円	条例別表
パーソナルコンピュータで作成された電磁的記録（多色刷り）	印刷物として出力したもの1枚につき20円	条例別表

2 写しの交付（電磁的記録媒体への複写）

公文書の種類	複写する媒体	金額	根拠規定
文書、図画及び写真（スキャナにより読み取ってできた電磁的記録）	光ディスク（CD-R、DVD-R）	光ディスク1枚につき100円	条例別表
フィルム（マイクロフィルムを除く。）	光ディスク（CD-R、DVD-R）その他の電磁的記録媒体	写しの作成に要する費用	施行規則第2条第1項（実費）
ビデオテープ	ビデオテープ	ビデオテープ（VHS規格・120分）1巻につき290円	条例別表
	光ディスク（CD-R、DVD-R）その他の電磁的記録媒体	複写する媒体に要する費用及び委託費用等	施行規則第3条第1項及び第2項（実費）
録音テープ	録音テープ	カセットテープ（ノーマルタイプ・90分）1巻につき150円	条例別表
	光ディスク（CD-R、DVD-R）その他の電磁的記録媒体	複写する媒体に要する費用及び委託費用等	施行規則第3条第1項及び第2項（実費）
パーソナルコンピュータで作成された電磁的記録	フロッピーディスク	フロッピーディスク1枚につき100円	条例別表
	光ディスク（CD-R、DVD-R）	光ディスク1枚につき100円	条例別表
	フロッピーディスク・光ディスク（CD-R、DVD-R）以外の電磁的記録媒体	複写する媒体に要する費用	施行規則第3条第1項（実費）
パーソナルコンピュータ以外の機器を用いて作成された電磁的記録（ビデオテープ及び録音テープを除く。）	光ディスク（CD-R、DVD-R）その他の電磁的記録媒体	複写する媒体に要する費用及びプログラム・委託費用等	施行規則第3条第1項及び第2項（実費）

上記表中「施行規則」とは、東京都情報公開条例施行規則（平成11年東京都規則第229号）をいう。

第 号
年 月 日

開示請求却下通知書

様

東京都交通局長



年 月 日付けの開示請求について、次の理由により、請求を却下するので通知します。

1 公文書の件名 又は内容	
2 却下の理由	
3 事務担当課	局 部(所) 課 電話 内線
4 備考	

注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都交通局長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。